

# 西条市職員を募集します

申込期間：6月7日(火)～6月30日(木)  
※郵送の場合は6月28日(火)の消印有効

平成23年度西条市職員採用候補者試験（上級）を次のとおり実施します。

## ■募集職種（採用予定人数）・受験資格

○一般事務職・上級（14人程度）

大学を卒業した者または平成24年3月に卒業見込みの者で、昭和56年4月2日以降に生まれた者

○土木技術職・上級（4人程度）

大学（土木課程）を卒業した者または平成24年3月に卒業見込みの者で、昭和56年4月2日以降に生まれた者

○消防職・上級（5人程度）

大学を卒業した者または平成24年3月に卒業見込みの者で、昭和56年4月2日以降に生まれた者

■第1次試験日 7月24日(日)

## ■申込用紙の請求方法

郵送する封筒に「上級職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、返信用の封筒（角形2号封筒の表面に宛先を記入し、120円切手を貼付したものを）を同封して、市役所職員課へ郵送してください。申請書は市のホームページからダウンロードもできます。

※電子申請システム「えひめ電子自治体共同運営サービス」が休止中のため、今年度はインターネットでの申し込みが利用できません。

## ■申込用紙の交付場所

市庁舎本館（4階）職員課、各総合支所総務課

## ■申込用紙の受付場所

〒793-8601 明屋敷164 市庁舎本館職員課

## 今後実施予定の市職員採用候補者試験

今年度も上級試験とは別に右表の西条市職員採用候補者試験を計画しています。

1次試験日は9月中旬頃で、詳しくは広報さいじょう8月号でお知らせする予定です。

試験区分	受験資格（年齢は平成23年4月1日現在）
消防職（初級）	○満26歳未満で、短期大学、高等専門学校、もしくはこれらと同等と認められる学校を卒業した者または平成24年3月に卒業見込みの者 ○満24歳未満で、高等学校を卒業した者または平成24年3月卒業見込みの者
保健師職	満35歳未満で、保健師の資格を有する者または平成24年3月までに資格取得見込みの者
保育士・幼稚園教諭職	満35歳未満で、保育士および幼稚園教諭の資格の両方を有する者または平成24年3月までに資格取得見込みの者
スペシャリスト職（建築士・電気技術者・土木技術士枠）	満50歳未満で、高等学校卒業以上の学歴を有し、1級建築士、または第3種（第2種・第1種も可）電気主任技術者、または土木施工管理技士のいずれかの資格を有する者で職務経験を有する者
スペシャリスト職（自己推薦採用）	満50歳未満で、高等学校卒業以上の学歴を有し（卒業見込みの者を含む）、民間企業等の経験で培った高度な専門知識、発想力、行動力などを活かせる者またはスポーツ、文化芸術、研究、学術分野において顕著な実績・成果を収めた者

市職員採用候補者試験についてのお問い合わせ先：市庁舎本館職員課 職員係 TEL0897-52-1229

— 採用試験の募集要領は市のホームページにも掲載しています。

## 国家公務員中途採用者選考試験

人事院では、平成23年度において、次のとおり国家公務員中途採用者選考試験を実施します。

■受験資格 昭和46年4月2日～昭和57年4月1日生まれの方

■採用予定数 全区分合計で40人程度

■採用予定日 採用はおおむね平成24年4月1日になります。

■試験日程 1次選考（人事院で実施）：9月4日(日)

※2次選考・最終選考は試験の区分によって異なります。詳しくは「受験案内」をご覧ください。

■申込受付期間 6月21日(火)～28日(火)

## ■受験案内・申込用紙の請求方法

「中途採用請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（140円の切手を貼った、宛先明記の角形2号・A4判の封筒）を同封の上、人事院四国事務局へ送付してください。

## ■受験案内等の請求先・問合せ

人事院四国事務局 〒760-0068 高松市松島町1-17-33  
TEL087-831-4765

※この試験に関する詳細情報は、人事院ホームページに順次掲載していきます。  
URL <http://www.jinji.go.jp/>

■試験の区分等 ※申し込みができる「試験の区分」は一つに限ります。

試験の区分	仕事の種類
行政事務	国の官署における一般の行政事務
機械	地方運輸局などにおける自動車の検査、整備事業の発達、改善等の技術的業務
土木	地方整備局などにおける港湾、空港などの調査・計画・施工・管理等の技術的業務
林業	森林管理局などにおける森林の保護・管理、造林等の森林施策等の技術的業務
皇宮護衛官	天皇皇后両陛下・皇族各殿下の護衛業務と皇居・御所等の警備業務
刑務官 刑務A（男子） 刑務B（女子）	刑務所、拘留所などにおける被収容者に対する日常生活の指導、職業訓練指導、悩み事に対する指導および保安警備等の業務（刑務Bの場合は主として女子収容施設に配置）
入国警備官	入国者収容所および各地方入国管理局などにおける不法滞在者の摘発、被収容者の処遇、送還等の業務